

## 仕 様 書

令和7(2025)年7月23日  
栃木県日光土木事務所

### 1 売払物件

- |            |            |
|------------|------------|
| (1) 車 名    | 小松メック      |
| (2) 登録番号   | 栃木00す2754  |
| (3) 初度登録年月 | 平成5年10月    |
| (4) 車台番号   | W038-60123 |
| (5) 型 式    | W038       |
| (6) 走行時間   | 5,053時間    |
| (7) 走行距離   | 31,733km   |
| (8) 車検満了日  | 令和8年11月11日 |

### 2 売払条件

- (1) 買受人は、売買契約を締結すること。
- (2) 契約締結後、栃木県（以下「県」という。）が指定する方法により指定する期限までに売買代金を納付すること。納付確認後、売払物件を引き渡すこととする。
- (3) 売払物件は、原状引渡しとし、引き渡し後の不調、故障等についての補償は県は一切行わない。破損、盗難及び焼失等による損害の負担も買受人が負うものとする。
- (4) 売払物件の抹消登録を行うこと。
- (5) 県は、売買代金の支払いが完納したとき、買受人の申請により売払物件にかかる抹消登録に必要な書類を交付する。
- (6) 売払物件の引取り、抹消登録に要する費用は買受人負担とする。
- (7) 買受人は、当該車両引渡し後、売払物件の以下の文字を消去すること。また、消去前、消去後の写真を提出すること。  
「栃木県県土整備部」（2箇所）  
「建設機械 S05-0702 栃木県」（2箇所）  
「建設省補助除雪機械」（2箇所）  
なお、これに要する経費は買受人の負担とする。
- (8) (4)(7)については、引渡し完了後14日以内に行うこと。

### 3 売払物品の確認及び物品詳細書類の閲覧を行う場所及び日時

- (1) 場所：栃木県日光土木事務所 栃木県日光市萩垣面2390-7
- (2) 日時：令和7(2025)年7月28日から7月29日までの日の午後2時から午後4時まで